

お客さま各位

株式会社 千葉銀行

外国送金取引を行うお客さまへ

(お取引内容の確認資料ご提示のお願い)

平素より千葉銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、当行では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器等（核・化学・生物兵器等）の拡散に対する資金供与（いわゆる「拡散金融」）及びその他経済制裁違反防止に向けた国際的な取組みの強化を踏まえ、お客さまの外国送金取引（仕向・被仕向）に際して、下記のとおり内容を詳しくお伺いし、当行がその内容を確認できる資料のご提出をお願いしております。お取引内容の詳細を確認するための資料の一例については、別紙をご覧ください。なお、お取引内容によっては別紙に例示のない資料のご提出をお願いすることや、訪問により事業内容の確認をさせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

お客さまには大変お手数をお掛けいたしますが、ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

記

【外国送金取引に際して詳しくお伺いする事項】

- ◆お取引の目的
- ◆お取引の背景（商流等）
- ◆送金の相手方との関係、送金の相手方に関する事項
- ◆送金原資・資金のお使いみち

併せて、内容を確認できる資料のご提出をお願いいたします。資料の一例については別紙をご覧ください。

《ご注意》

- 現金（ご持参された現金のほか、ご依頼日の直前に口座に入金した現金を含みます）による外国送金は承っておりません。
- お取引内容やご提出いただいた書類を確認するため、当日の受付とならない場合がございます。
- 中古自動車・同部品等の輸出または仲介貿易に係る決済の場合は、より厳格な確認をさせていただきます。
- 書類のご提出等をしていただいても、当行でお取扱いできないと判断した場合は、外国送金の受付をお断りすることがございます。
- 送金仲介金融機関や受取銀行の要請により、後日追加の資料のご提出をお願いする場合がございます。
- ご提出いただいた資料の写しをいただく場合がございます。

以上

## お取引内容の詳細を確認するための資料について

### **【送金原資に関する確認資料の一例】**

原資	ご提出いただく資料の一例
給与	給与明細、源泉徴収票、雇用契約書、給与振込口座の通帳・入出金明細 等
物品の販売代金	契約書、取引に関する書類 等
年金や助成金	お受け取りが確認できる口座の通帳・入出金明細 等
運用に関する資金	運用に関する契約書、運用元での解約関係書類 等
不動産関連収入	不動産賃貸に係る書類（賃貸収入が確認できる書類）、不動産売買契約書 等
保険金	保険会社の支払金に係る書類 等
相続	相続関係書類 等

※現金（ご持参された現金のほか、ご依頼日の直前に口座に入金した現金を含みます）による外国送金は承っておりません。また、お客様の他行口座から送金原資を振込した場合、当該口座の通帳等の写しをご提出いただくことがあります。

### **【送金目的に関する資料の一例】**

送金目的	ご提出いただく資料の一例
商品代金（輸出入）	請求書(インボイス)、売買契約書、船荷証券(B/L)、輸入(輸出)許可証、原産地証明書 等 ※中古自動車・同部品等の輸出または仲介貿易に係る決済の場合は、請求書(インボイス)、船荷証券 (B/L)、輸出許可証の 3 点をご提出ください。
サービス利用、業務委託	サービス利用/業務委託に係る契約書、請求書 等
医療費	医療機関からの請求書 等
教育資金・留学費	教育機関からの授業料・入学金の請求書 等
旅費・滞在費	宿泊先・旅行会社等からの請求書・予約票、パスポート 等
不動産購入	不動産売買に係る契約書・請求書 等
生活費	ご送金の相手方との関係がわかる資料 (戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書、各国公的機関発行の公証書 等)
自身の口座への預金振替	振替先の口座名義と口座番号がわかる資料(振替先口座の預金明細書 等)
ローン・借入金返済	賃貸契約書、融資契約書 等
投資・出資・会社設立	投資内容がわかる契約書、出資先の登記簿謄本、出資契約書 等